

役員給与規程

規程第10号の1

(総則)

第1条 この規程は、役員報酬規程第3条の規定に基づき、社団法人日本中小型造船工業会の常勤役員（以下「役員」という。）に対する給与の支給に関する事項を定めることを目的とする。

(本俸)

第2条 役員の本俸の月額は、次のとおりとする。

- (1) 専務理事 760,000円
- (2) 常務理事 720,000円

(通勤手当)

第3条 通勤手当は、通勤のため交通機関を利用し、かつ、その運賃を負担することを常例とする常勤役員に対し、通勤のために利用している交通機関の6月分の定期代に相当する金額を支給する。

(特別手当)

第4条 特別手当は、基準日（6月1日、12月1日）に在職する役員に対して、予算の範囲内で支給する。

(給与の支給定日及び方法)

第5条 本俸及び通勤手当（以下「本俸等」という。）は、その月の初日から末日までを1ヶ月分とし、毎月25日に支給する。ただし、支給日が休日に当たるときは、繰り上げて支給することができる。

- 2 特別手当の支給日は、原則として6月5日及び12月5日とする。
- 3 給与は、法令に基づき、その役員の給与から控除すべきものの金額を控除し、その残額を原則として通貨を持って本人（役員が死亡した場合を除く。）に支給する。

(新たに役員となった者の本俸等)

第6条 新たに役員となった者には、その日から本俸等を支給する。

- 2 新たに役員になった日が月の初日以外の日であるときの本俸月額は、第2条及び第3条に規定する額を、当該月の休日以外の日数で除して得た額にその者が役員となった日からその月の末日に至るまでの休日以外の日数を乗して得た額とする。

(役員でなくなった者の本俸等)

第7条 役員が退職し、又は解任されたときは、その日まで本俸等を支給する。

- 2 月の末日以外の日において、役員が退職し、又は解任された場合に支給するその月の本俸は、第2条及び第3条に規定する額を、当該月の休日以外の日数で除して得た額に、その月の初日からその者が退職し、又は解任された日に至るまでの休日以外の日数を乗じて得た額とする。
- 3 月の末日以外の日において、役員が死亡した場合にあっては、その月までの本俸の全額を支給する。

(端数の処理)

第8条 この規程の定めるところによる給与計算において生じた100円未満の端数は、これを切り上げるものとする。

(規程の改廃)

第9条 この規程を改廃しようとするときは、理事会の議決を経なければならない。

附 則

この規程は、平成13年4月1日から施行する。これに伴い、有給役員の退任慰労金規程(昭和59年4月1日制定)は、廃止する。

附 則

この規程の一部改正は、平成14年4月1日から施行する。